

新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者の方へ

市独自の支援金を給付します!

第2弾

【津久見市小規模事業者等事業継続支援金(ふあいと つくみ)】

新型コロナウイルスの感染拡大および長期化により、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象に、事業全般に使える返済不要な支援金を給付いたします。この支援金は使途の制限はありません。

【支給要件】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月～令和3年2月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。

※前年同月との比較ができない場合は、令和2年12月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上高が、その基準月を含めた3か月間の平均売上高と比較して20%以上減少していること。

【支給金額】 上記の売上減少率に応じて支給金額が異なります。

売上減少率が
20%以上35%未満

⇒ **10万円**

売上減少率が
35%以上50%未満

⇒ **15万円**

売上減少率が
50%以上

⇒ **20万円**

【支給対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方

①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)で、下表の業種の事業を営んでいること

【総務省】日本標準産業分類(平成25年10月改定)

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業(中分類43～48) I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業(中分類73～74 ※広告業、技術サービス業) M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業(中分類82 ※学習塾など) P 医療、福祉(小分類834～836 ※助産、療術、医療サービスなど) Q 複合サービス業(小分類872 ※事業協同組合) R サービス業(中分類88～92 ※廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など)

②令和2年12月1日以前から市内において事業を営んでいること

③今後も事業を継続する意思があること

④市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員でないこと

暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

※支給対象要件について
ご不明な点がある場合は
お気軽にお問合せください。

【申請方法】 市に、下記の①～④の書類を郵送にて提出

①交付申請書兼誓約書(第1号様式) ②計算書(第2号様式)

③計算書に記入した売上を確認できる資料(例：試算表、売上台帳・・・など)

④交付請求書(第4号様式)

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。第1弾の支援を受けた方も、改めて申請いただけます。

※①②④の様式については、津久見市ホームページ上および津久見市役所(2階)商工観光・定住推進課内に準備しています。

【申請期限】 令和3年4月30日(金)

【提出先・問い合わせ先】

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL: 0972-82-9542 FAX: 0972-82-9520